

受付 人数	いただいたご意見・ご質問	名称	市の考え方
1	<p>ご無沙汰しております。市民会議のメンバーのひとりでした。その節はお世話になりました。案を拝読させていただきましたが、あの会議での市民の思いがかなり反映された、東村山市らしいものになっていると感じました。特に前文は光っています。また、全体的に、すっきりかつ要点は抑えられている印象です。条例として堅苦しい訳でもなく、市民中心の条例という気がします。条例の見守りにも丁寧に触れられているのが好感です(市民会議での議論を思い出しました)。ひとつ気になったのは、他市のとは違い、市民等の定義があえてないことでした(これも審議会で議論いただいたと存じますが、経緯を知らないで述べます)。しかし、市民協働の精神においては事細かに定義は不要に思えますし、権利濫用が一番の問題とすれば、それは住民投票や条例の見直しに係るところになるので、そこは選挙権がある、別途定めるなど歯止めや含みがあるので、現状のままが自然と考えました。このような形にまとまるまで、関係者の方はかなりご検討をいただいたと存じます。改めて感謝申し上げます。</p>		<p>長期間にわたる市民会議での熱心なご議論に敬意とともに感謝申し上げます。東村山市の自治の発展を切り開くために、今後ともご協力をお願いいたします。</p>
2	<p>自治基本条例の主体となる「市民」の資格については、日本国籍を有する者に限定すること。これは、憲法に保障されている日本国民のみに付与された権利であり、外国人に付与すると憲法違反である故。</p>		<p>当市の条例案につきましては、あくまでも憲法や地方自治法を始めとする考え方に則ってつくっておりますので、ご指摘のような趣旨の考え方にはあたらないものと考えております。</p>
3	<p>第10章 見守り・検証          &lt;原案&gt;第23条 ……その結果を付して議会に付議しなければならない。          &lt;訂正&gt;第23条 ……その結果を付して市民に付議しなければならない。</p>		<p>本条例案の改廃の判断につきましては、条例策定において広く市民意見を聴取し議論いただいた経過を尊重しております。第23条では、条例の改廃については、議会の議決が必要であるため、市長が上程する旨を明記しております。</p>
4	<p>この条例の他の条例への反映関係を明確に。          この条例での市議会の位置付け。          市民⇒議会⇐市</p>		<p>本条例案は、憲法や地方自治法を始めとする法令の考え方に則ってつくっております。議会につきましては、二元代表制による市政を明確にするため、現在、東村山市議会でご検討されております議会基本条例制定の経過を踏まえ、整理する予定であります。</p>
5	<p>「市民」の定義が曖昧です。国籍条項をつけるべきです。</p>		<p>当市の条例案につきましては、あくまでも憲法や地方自治法を始めとする考え方に則ってつくっておりますので、ご指摘のような趣旨の考え方にはあたらないものと考えております。</p>
6	<p>市民の多くは条例についてほとんど知りえていない様に思います。いろんな機会を通し(自治会・NPO)盛り上げて頂きたいです。市民一人ひとりにかかわる、また参加出来る、とても素晴らしい事だと思うので、じっくり市民と語りつくし練り上げていただきたいと思います。          (名称)一例を見たとき「東村山市民のための自治基本条例」が良いかと思いました。あくまで、市民のための市政である為その心を忘れないためにも「東村山市民のための」を長くなりますが入れたほうが、と思いました。通常は「自治基本条例」と簡単にされても良いか！！</p>	<p>(名称)「東村山市民のための自治基本条例」</p>	<p>これまでも市報やホームページ等で、条例のことをお伝えしつつ、多くの人々が参加できる方策を講じてきました。これからも様々な機会を利用してお伝えしていきたいと考えております。</p>
7	<p>誰の為に作られる条例か不明。          ・市政に参加できない市民(通勤・勤労者)は何のメリットもない。          ・税金を支援として使えるのは活動団体、活動個人である。この人たちの定義＝市民の定義がない。          ・結果として他市他国の人に税金を使う。          ・議会制民主主義の破壊へつながる。          ・最上位条例としての位置付け→条例に上下はない。これを上位とすれば、今ある市の条例のすべてを見直し、改正しなければいけない。その費用は？          この条例を作らなければ東村山市は機能しないのか？</p>		<p>この条例案は、日本国憲法、地方自治法を始めとする法令等にとり市政を行うことを前提としており、議会・市長による二元代表制、議会制民主主義を揺るがすものではなく、条例に上下を持たせるものでもございません。</p>
8	<p>市民、市、住民のことばの定義がないものは、条例と言えるのでしょうか。この案であればしほりも何もないので作っても機能するのかどうか「？」のつくところです。          (名称)ということで「条例」の文言をはずし、東村山市理念宣言としたら良いのではないかと思います。</p>	<p>(名称)東村山市理念条例</p>	<p>定義をすることによる限定性、排他性を考えると、この条例を基本として、今後より具体的な権利・義務関係が生じる条例が策定されるとすれば、その時点で定めるべきだという意見もあり、第8章住民投票の請求要件を除いては、定義することがもたらす性格及び効果を勘案し、用語の定義をしておりません。</p>

受付 人数	いただいたご意見・ご質問	名称	市の考え方
9	市民を、東村山に住所を持つ日本国民とはっきりと定義してください。他の市では市民を「市で活動する団体」と・・・そうすると、オウムや朝鮮総連などのカルト、暴力団などに市を乗っ取られかねませんよ。そんな東村山になっても良いのですか？私はそんなことになったら他の市に引っ越します。私たちが納めている税金を、税金を納めていない人たちが使うことは許しません。		当市の条例案につきましては、あくまでも憲法や地方自治法を始めとする法令の考え方に基づいてつくっておりますので、ご指摘のような趣旨の考え方にはあたらないものと考えております。
10	市外からくる人も市民という考え方はおかしい。その人たちが市に住む人と同じ権利をもつのは無責任ではないでしょうか。		当市へのかかわり方は様々な形態が考えられるため、定義をすることによる限定性、排他性を考えると、この条例を基本として、今後より具体的な権利・義務関係が生じる条例のが策定されるとすれば、その時点で定めるべきだという意見もあり、第8章住民投票の請求要件を除いては、定義することがもたらす性格及び効果を勘案し、定義をしておりません。
11	1. 「市」の定義が誤っていると考えます。第1条で、東村山市を「市」と定めていますが、「市」が東村山市ではなく、「市民」と「市」から構成されるものが東村山市と考えます。したがって「市」の定義は、第2条において、「自治の中心である市民並びに市民から自治の一部を信託された議会及び市長(以下「市」といいます)は、云々」のように定義すべきと考えます。2. 「市民」の定義がありません。第2章で市民の権利と役割を示していますが、市民とは誰を指すのかについては一切触れられていません。個人的な意見としては、「市民」には、広義の市民と狭義の市民があると定めるべきと考えます。「狭義の市民」は後段の「住民投票」に参加することのできる市民であり、一言で表せば選挙権を有する者です。これに対し「広義の市民」は何らかの形で東村山市に係わりを持つ者すべて(例えば未成年者や、住所は東村山市ではないが居所は東村山である者など)を指し、これらの者は、市政について提言する機会や市政を評価する機会が与えられるものとします。3. 自治の一部を信託同じく第2条の「自治の中心である市民並びに市民から自治の一部を信託された議会及び市長」の件ですが、「信託」という表現が正確なのか教えてください。「信託」というと財産だけが対象のように思え、「委託」が適切ではないかと考えるのですが、「信託」が法律上の用語として適切なのか教えてください。4. 「情報の共有」は発信のみならず受信においても重要第9条の後段に「多様な方法を用いて市政に関する情報を分かりやすく発信することに努めます。」とあり、これ自体は誤りではないのですが、発信だけではなく受信についても記載が必要と考えます。合わせて、「多様な方法」は「利用の容易さ」のために設けるべきものであって、「多様な方法」が「分かりやすさ」に通じるわけではありません。具体的には、「市は、市が保有する情報は市民のものであるとの認識に立ち、情報を市民と共有できるよう、多様な手段を用いることにより誰もが情報を容易に取得でき、また意見を容易に述べることができるように努めるとともに、必要に応じて平易な表現を用いることなどにより情報を分かりやすく発信することに努めます。」といった感じでしょうか。※第二弾に続く		1. 市とは、地方公共団体としての東村山市を指します。 2. 当市へのかかわり方は様々な形態が考えられるため、定義をすることによる限定性、排他性を考えると、この条例を基本として、今後より具体的な権利・義務関係が生じる条例のが策定されるとすれば、その時点で定めるべきだという意見もあり、第8章住民投票の請求要件を除いては、定義することがもたらす性格及び効果を勘案し、定義をしておりません。 3 いただいたご意見を参考に、削除を検討しております。 4. ご意見としていただいております。
12	続きです。※「情報が市民と共有できる」を「情報を市民と共有できる」に、「多様な方法」を「多様な手段」に変えています。5. 「総合計画」第16条に「市は、・・・総合計画を策定します。」とありますが、第12条に示された内容を勘案すれば、「市民および市は・・・総合計画を策定します。」とすべきではないでしょうか。6. 「市政の評価」第19条に「市民が市政を評価する機会を定期的に設けます。」とありますが、市が設けた機会を利用しなければ評価できない訳ではないでしょうかから「市は・・・市民が市政を評価する機会を定期的に設けるほか、市民からの提言を随時受け付ける体制を整えます。」とすべきではないでしょうか。		5. 総合計画は、市政運営の基本となる計画であるため、主語を市にしてあります。その策定過程におきましては、市民参加により多くの意見をいただきながらつくることはいくまでもありません。 6. 市長へのEメール等、広聴の立場で既に提言を随時受け付ける体制は整っており、これからも充実していくべく努めてまいります。
13	自治基本条例は、名前を変えた「外国人参政権」です。反日外国人が選挙権を持たずして市政を乗っ取り、カルト宗教などに基づいた異質な価値観を持ち込んで日本の国体を破壊することが可能となります。このような危険な条例の制定には断固反対致します。		当市の条例案につきましては、あくまでも憲法や地方自治法を始めとする考え方に基づいてつくっておりますので、ご指摘のような趣旨の考え方にはあたらないものと考えております。
14	素晴らしい条例(案)でした。かつての市民会議に於いて論議された要素・要件が網羅されており大満足です。 (名称)権威ある市民条例ですから、周囲の俗論に臆することなく「東村山市自治基本条例」としていただきたいと思っております。	(名称)「東村山市自治基本条例」	長期間にわたる市民会議での熱心なご議論に敬意とともに感謝申し上げます。東村山市の自治の発展を切り開くために、今後ともご協力をお願いいたします。

受付 人数	いただいたご意見・ご質問	名称	市の考え方
15	「市民」の定義に国籍条項の規定がなく外国人が市政に参加することを認めることになり、明らかに国民主権の原理から乖離しています。さらに第8章における「住民投票」と連動して外国人に参政権を与える根拠となり得る危険性があります。よってこの条例案に断固反対です。		当市の条例案につきましては、あくまでも憲法や地方自治法を始めとする法令の考え方に基づいてつくっておりますので、ご指摘のような趣旨の考え方にはあたらないものと考えております。
16	「市民」の定義に国籍条項の規定がなく外国人が市政に参加することを認めることになり、明らかに国民主権の原理から乖離していると同時に、第8章における「住民投票」と連動して外国人に参政権を与える根拠となり得る危険性があります。よってこの条例案に反対です。		当市の条例案につきましては、あくまでも憲法や地方自治法を始めとする法令の考え方に基づいてつくっておりますので、ご指摘のような趣旨の考え方にはあたらないものと考えております。
17	会議に参加して私なりに感じた事ですが、選抜が高校生から90歳の方々でしたが、有識者が割合少なかったのではと感じました。基本条例が出来上がって家に送られてきた時、働き盛りの若夫婦は何これ？と不満気だったのです。確かに立ち上げて1年半の答えです。悪いところはどんどん訂正してしかなるべきです。日本の憲法も国民の意見を取り入れて良い国にしていくべきです。ですから基本条例もどんどん市民の知恵を取り入れて良い町づくりを願っております。余談になりますが、東村山は住みやすいと言うお話を耳にしますが、道路が非常に狭いし、歩道のない道を大きな車がどんどん走って、人身事故が悲しいです。第4都営が新しくなり、道路も見事に舗装されました。東京都は人口を増やし、都営の周りだけを舗装していますが、人口の増えた分、道路舗装の補助金を出してもらう訳にはいかないのでしょうか？ (名称)東村山市みんなが参加の市民会議		長期間にわたる市民会議での熱心なご議論に敬意とともに感謝申し上げます。東村山市の自治の発展を切り開くために、今後ともご協力をお願いいたします。
18	住んでいなくても市政に参加できるなんてとんでもない事です。誰でも市政に口を出せるとゆうことですね。もし、自分が住んでいる市でそんな条例が成立しようとしたら断固反対です。住民だからこそ自分達が住んでいる地域の事を真剣に考えられる。住んでいない幽霊みたいな人達が無責任に口をだしてもいい事ではありません。断固反対です。今、日本にはおかしい反日左翼の人達が大きな顔をしています。そんな人達に利用されかねません。いま一度お考えください。		当市の条例案につきましては、あくまでも憲法や地方自治法を始めとする法令の考え方に基づいてつくっておりますので、ご指摘のような趣旨の考え方にはあたらないものと考えております。
19	「市民」の定義に国籍条項の規定がなく外国人が市政に参加することを認めることになり、明らかに国民主権の原理から乖離しています。もし、このような条例が制定されれば仮に住民の割合で外国人が過半数を占めるような自治体では外国人の主張が日本国民の声よりも優先される結果となり、とんでもない状況に陥ります。さらに第8章における「住民投票」と連動して外国人に参政権を与える根拠となり得る危険性があります。本条例が策定されれば実質「外国人地方参政権」を与えるようなものです。「外国人地方参政権」は違憲判決が出ております。重々そこをお間違えなきようお願いいたします。ことさらに条例を策定する必要はありません。外国人の意見を聞きければ現状の条例で十分です。よってこの条例案に絶対反対です。人権とか多文化共生とか耳障りの良いことで無関心な住民が知らないうちに条例が策定されないよう、もう少し、ここは日本国であるという国家観をもって自治体行政を進められるよう期待します。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当市へのかかわり方は様々な形態が考えられるため、定義をすることによる限定性、排他性を考えると、この条例を基本として、今後より具体的な権利・義務関係が生じる条例のが策定されるとすれば、その時点で定めるべきだという意見もあり、第8章住民投票の請求要件を除いては、定義することがもたらす性格及び効果を勘案し、定義しておりません。</li> <li>・当市の条例案につきましては、あくまでも憲法や地方自治法を始めとする法令の考え方に基づいてつくっておりますので、ご指摘のような趣旨の考え方にはあたらないものと考えております。</li> </ul>
20	この条例に反対致します。「市民」の定義がはっきりしていないため、全く関係の無い外国人が市政に参加することを認めることになる。国民主権はどうなるのか？		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当市へのかかわり方は様々な形態が考えられるため、定義をすることによる限定性、排他性を考えると、この条例を基本として、今後より具体的な権利・義務関係が生じる条例のが策定されるとすれば、その時点で定めるべきだという意見もあり、第8章住民投票の請求要件を除いては、定義することがもたらす性格及び効果を勘案し、定義しておりません。</li> <li>・当市の条例案につきましては、あくまでも憲法や地方自治法を始めとする法令の考え方に基づいてつくっておりますので、ご指摘のような趣旨の考え方にはあたらないものと考えております。</li> </ul>

受付 人数	いただいたご意見・ご質問	名称	市の考え方
21	外国人を地域行政にかかわらせるのは、外国人参政権にもつながりかねず、反対です。		当市の条例案につきましては、あくまでも憲法や地方自治法を始めとする法令の考え方に基づいてつくっておりますので、ご指摘のような趣旨の考え方にはあたらないものと考えております。
22	自治基本条例を制定し実施してはならない市民の定義すら決まっていなくて、そんな中、今期中(3月)上程を目指して進んでしまっています。指定暴力団、カルト宗教団体、外国人活動家、半日活動家も、その市に住んでいなくても拠点さえあれば市民になり、市政に参加できてしまう。得をするのは、税金も払っていない、他市、他国の人々。損をするのは日常、活動のできない住民。地方自治の本旨になる日本の国は正当な日本人が管理し統治すべきものである		当市の条例案につきましては、あくまでも憲法や地方自治法を始めとする法令の考え方に基づいてつくっておりますので、ご指摘のような趣旨の考え方にはあたらないものと考えております。
23	<p>このような条例は不要且つ現行憲法下では作る必要のない条例だと考えます。</p> <p>理由1、市民の定義が非常に曖昧です。この条例における一番の問題点だと思います。東村山市民ではない俺のような人間や、テロリスト、外国人を含め、あらゆる人間が市民として東村山市の行政に参加できるとも解釈できます。東村山市に居住する日本国民以外が、地方行政に参加できるという法律は存在しません。</p> <p>理由2:市民の自立が、どこまで行われるのか不明市民の自立という言葉や、それに付随する説明文がありますが、東村山市民が行政に現状よりも積極的に参加する程度なのか、日本を転覆させるほどの自立なのか、制定された先の「市民」と定義された人たちがどこまでやっていけるかが明確ではありません。日本国内に、「東村山国」でも作るのか・・・と疑いたくなります。</p> <p>理由3:地方自治の仕組みが根底から破壊される本来、地方行政は、選挙で選ばれた議員による議会での議決などによって行われることが決まっていますが、この条例案では、議会の存在意義そのものを全否定しています。例えば8条で、東村山市職員が町づくりに取り組むとありますが、町づくりに取り組むのは職員ではなく議員です。憲法や地方自治法を変える前に、職員が町づくりをしていいという条例を作ることは法律、憲法違反だと考えます。理由4:住民投票が地方選挙よりも大きな比重になる可能性がある例えば、警察、消防といった公的サービスを、公務員だけではなく、この条例における市民もなれることを住民投票で決めることになったとしましょう。これが可決した場合、犯罪者や放火犯と密接に関わっている団体が東村山市の警察や消防に入っていた場合、簡単に情報漏えいが発生し、犯罪者を取り逃がす原因にもなります。このようなことがあってはいけません。以上のような理由で、俺はこの条例に反対します。</p>		当市の条例案につきましては、あくまでも憲法や地方自治法を始めとする法令の考え方に基づいてつくっておりますので、ご指摘のような趣旨の考え方にはあたらないものと考えております。
24	「市民」の定義に国籍条項の規定がなく外国人が市政に参加することを認めることになり、明らかに国民主権の原理から外れてます。さらに第8章における「住民投票」と連動して外国人に参政権を与える根拠となり得る危険性があります。よってこの条例案に断固反対します。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当市へのかかわり方は様々な形態が考えられるため、定義をすることによる限定性、排他性を考えると、この条例を基本として、今後より具体的な権利・義務関係が生じる条例のが策定されるとすれば、その時点で定めるべきだという意見もあり、第8章住民投票の請求要件を除いては、定義することがもたらす性格及び効果を勘案し、定義しておりません。</li> <li>・当市の条例案につきましては、あくまでも憲法や地方自治法を始めとする法令の考え方に基づいてつくっておりますので、ご指摘のような趣旨の考え方にはあたらないものと考えております。</li> </ul>
25	「市民」の定義に国籍条項の規定がないので外国人が市政に参加することを認めることになる。また第8章の「住民投票」と連動して外国人に参政権を与えることにも繋がりにくい。よってこの条例案に反対です。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当市へのかかわり方は様々な形態が考えられるため、定義をすることによる限定性、排他性を考えると、この条例を基本として、今後より具体的な権利・義務関係が生じる条例のが策定されるとすれば、その時点で定めるべきだという意見もあり、第8章住民投票の請求要件を除いては、定義することがもたらす性格及び効果を勘案し、定義しておりません。</li> <li>・当市の条例案につきましては、あくまでも憲法や地方自治法を始めとする法令の考え方に基づいてつくっておりますので、ご指摘のような趣旨の考え方にはあたらないものと考えております。</li> </ul>
26	拝読させて頂きまして誠に有難うございました・私も全く同じ考え方でございます。(名称)東村山市自治基本条例の案のとおりでよろしいかと存じます。	東村山市自治基本条例	ご意見をいただき、感謝申し上げます。

受付 人数	いただいたご意見・ご質問	名称	市の考え方
27	<p>簡易で分かり易い。 1) 気になる箇所は以下。 ①前文 ハンセン病の箇所は歴史・文化に対し長過ぎる。＜例＞かつて国による強制隔離政策にあたったハンセン病患者の方々の人としての尊厳を学んでいる地でもあります。 ②「ねばならない」の表記から「ます」に統一。第10条の2、第18条、第23条 ③第20条住民投票の結果の尊重の文言は必要では。 2)その他 専門家の話では、自治体の自治基本条例は「代表権限の行使、運営」に枠を定める最高規範。「制定権限者」は有識者市民。現実、役に立たない条例もあるようで、東村山の自治基本条例が機能し、存続していくためには、第10章の見守り、検証のシステム化が重要だと思う。 (名称)東村山市自治基本条例 上記の識者によると、「まちづくり基本条例」の名称は環境、福祉、災害の各条例と同じく、制定権限は市と議会と言っている。</p>	東村山市自治基本条例	<p>1) ① 前文全体のバランスを考え、検討させていただきます。 ② 市に対し強い義務付けが必要と考え、「ねばならない」の文言を使っております。 ③ 別に定める住民投票条例の際のご意見としていただいております。 2) この条例が機能、存続していくことが必要と考えておりますので、見守り、検証のシステム化をはじめとして、実際の取り組みで見える化できるよう努めてまいります。</p>
28	<p>第8章住民投票について自分が「有権者の6分の1の署名」の部分を読んだら、まず、有権者の50分の1の署名を集めて議会の可決を目指し多数工作をします。そして、議会で否決された時、有権者の6分の1の署名を集めます。これは議会と住民の対立となり、歓迎できない状況です。この時、住民投票の結果を議会が受け入れるかは微妙でしょう。ハードルが高すぎると、存在が無意味かつ逆効果になりかねません。御一考願います。</p>		<p>選挙で選出された議会・市長による二元代表制に基づく地方自治を考えますと、議会の審議を経ない住民投票という性格上、それと同等の重みを持つべきことから、6分の1としております。 住民投票につきましては、別に定める住民投票条例を検討する際のご意見としていただいております。</p>
29	<p>前文に(全文最後の行より6行前)東村山市民憲章(平成元年9月7日制定)の次に以下を入れる。 「男女とも平等で自分らしい生き方が尊重されることを掲げた東村山市男女共同参画条例(平成18年7月施行)等を踏まえ」</p>		<p>この条例は、東村山の市政の基本を定めるものでありますが、市民憲章「等」の中にこれらの趣旨も入るものと考えております。</p>
30	<p>「市民」とはどんな人の事を言うのでしょうか。「住民」との違いは何ですか？明記すべき。もし区別しないならその旨を書くべきではないでしょうか？ 「協働」を原則にするのはおかしい。市民の自主性は尊重されるべきだが、義務付けは強制であり民主的ではない。 市民の権利の中に「学ぶ権利」を入れてください。 「市長の責務」の中に「リーダーシップを発揮し・・・」とありますが、リーダーシップという言葉が強調されると、市長のみに強い権限があるように読み取れます。表現を変えたほうがよい。二元代表制でもある訳ですし。 情報は市民誰もが、わかりやすい形で得られるようにすべきです。パブコメをするにしても、資料をきちんと配付し、色々な場所で市民に説明する機会を作り、期間も長くとり、市民の声を吸い上げる努力がされるべきです。そのことを文言化してください。 総合計画、行財政改革大綱を柱に市政運営するとありますが、これで果たして市民の福祉の向上は図られるのでしょうか。最大限の効果とは一体何なのでしょう。この中から読み取れません。</p>	東村山市自治基本条例	<p>・当市へのかかわり方は様々な形態が考えられるため、定義をすることによる限定性、排他性を考えると、この条例を基本として、今後より具体的な権利・義務関係が生じる条例のが策定されるとすれば、その時点で定めるべきだという意見もあり、第8章住民投票の請求要件を除いては、定義することがもたらす性格及び効果を勘案し、定義しておりません。 ・協働の原則、市民の権利につきましては、ご意見としていただいております。 ・リーダーシップにつきましては、市政を預かる者として政策を講じていく際に必要なものとして、検討の過程でいただいた意見をもとに盛り込んだものであります。 ・情報につきましては、ご意見としていただいております。 ・総合計画や行財政改革大綱については、市の具体的な指針・見通しでありますので、これらに基づく施策により、福祉の向上等を図っていくものと考えております。</p>
31	<p>市民が主体的にまちづくりに参加していくためには、第5章9条の情報の共有と第6章12条の2項(政策や施策の立案・実施・・・の過程で市民参加を保障することが大切だと思います。また、(東村山駅西口再開発や秋津リサイクルセンター建設などのように)大規模な予算を伴う事業については、上記の2つを徹底すると同時に、常設型住民投票制度をめざすことも必要だと考えます。8章20条の《別に定める条例》とは何でしょうか？</p>		<p>条文に関するご意見としていただいております。別に定める条例とは、住民投票条例のことです。</p>
32	<p>先ず基本理念と思います。市民と市民、市民と市が互いにつながり支え合いながら安心して希望ある自立した生活をしていきますと、自ずと、市民活動 お互いに声を掛け合いながら地域のふれあいや課題解決等に向けて、主体的に取り組みことが出来まして元気に過ごすことが出来ると思います。 (名称)「東村山市民のための条例」</p>	「東村山市民のための条例」	<p>ご指摘ありがとうございます。</p>

受付人数	いただいたご意見・ご質問	名称	市の考え方
33	<p>日本国憲法と地方自治法に基づくことを前文に加筆する。又、「核兵器廃絶平和宣言」を入れる。これは我が東村山市が全国でも数少ない毎年の行動につながっている。「協働」ではなく、男女共同参画とする。基本理念第2条は、市民が主人公である。第4章第7条「選挙により信託を受けた市の代表として」は削除。第8条に「市長および」を加える。理由は、全体の奉仕者は市長も職員も当然です。第2章情報は公開すべきです。(市民の役割)「自らの発言及び行動に責任を持つよう努めます」は削除する。</p>	「自治基本条例」	この条例は、東村山の市政の基本を定めるものでありますが、市民憲章「等」の中にこれらの趣旨も入るものと考えております。条文に関するご意見としていただいております。
34	この制度は残してほしいですが、現在は特に意見はありません。美しい街(住みよい)だと思います。	「東村山市自治基本条例」のように市名を必ず入れることを希望。	ご意見ありがとうございます。
35	以下の理由により、「(仮称)自治基本条例」に反対致します。1. 市民の概念が曖昧であり、貴市に住民票を持つ正当な住民の意思が阻害されるおそれがある。2. 外国籍の人物が行政参加してしまうと、我が国と外国籍の行政参加者の出身国とで対立があった場合、出身国に有利となるような挙に出るおそれがある。以上		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当市へのかかわり方は様々な形態が考えられるため、定義をすることによる限定性、排他性を考えると、この条例を基本として、今後より具体的な権利・義務関係が生じる条例のが策定されるとすれば、その時点で定めるべきだという意見もあり、第8章住民投票の請求要件を除いては、定義することがもたらす性格及び効果を勘案し、定義しておりません。</li> <li>・当市の条例案につきましては、あくまでも憲法や地方自治法を始めとする法令の考え方に則ってつくっておりますので、ご指摘のような趣旨の考え方にはあたらぬものと考えております。</li> </ul>
36	条例が策定されること自体、また市民参加で進めて来た経過はとても良いと思います。策定市民会議の報告書では方策が具体的でわかりやすく記載されていたので、良い条例ができるのではないかと期待をしていましたが、いざ条例文になってみると、踏み込まない表現でさっぱりし過ぎていると感じました。目的や理念の項でもう少し市民自治や協働を進める姿勢を打ち出してほしいし、市民や市民団体、行政の役割もやや不明瞭で具体性に欠けるのではないかと思います。特に施策の計画策定段階での市民意見の反映の仕方、協働のルール作り、市民活動支援等については、別の条例を作ることになるのか、この条例だけでは、不十分だと思い、そのあたりが気になりました。		この条例は、東村山の自治の基本を定めるものであり、具体的なところは別の条例等で定めていくこととなります。条例文になると、法文であり、紛れがないように定めなければならないことから、どうしても表現がさっぱりするよう見えてしまいます。その点は、これまでいただいた数々のご意見を踏まえ、しくみとして見える化していくなどで補うことを考えております。
37	私は、市民会議に参加させて頂き、その後の、審議会等の傍聴等によりその経過を注視してきました。その後、同会議メンバーから、だいたいぶだあというボランティアグループも立ち上がって参りました。その中で、数回に渡り意見交換を致しました。多数の個人の意見があり、グループとしての意見としてまとめることが難しいことと、個々の意見を尊重する意味で個別に提案することと致しました。以下に、簡単に意見を述べさせて頂きました。【1】意見(前文)基本的には、宜しいのではと思います。ひとつ検討頂きたいのは、子供の将来に関して、ひとこと付け加えて頂ければと考えます。例として、下記に案を記させて頂きました。「・・・市民一人ひとりが尊重されるとともに、それぞれが誇りと責任をもち、互いに手を携えて、豊かで平和な東村山を築き、将来を担う子供たちがのびのびと育つ環境をつくり、次世代に引き継ぐために、この条例を定めます。」(市民の定義)私は、この件に関しては、市民会議の中で、定義の難しさを伺ってきましたので、特に定義しなくても良いかなと考える一人ではありますが、メンバーの意見の中には、定義をしないと権利を有する対象が曖昧なことから、権利の授受と義務の行使に歯止めがないとの意見が出たことを、申し述べておきます。(見守り・検証等)2.市は、この条例の施行状況について検証するための付属機関を別に定めます。→としてありますが、この機関案の構成、役割、期間、責任範囲等がないため、どうされるのかが、興味があるのと、議会提案までこの内容が明確になるのかが不安ですね。以上、前回たき台からしますと、大きく進展して、わかりやすくなっていると思います。スタッフのご苦勞に感謝致します。*各(条)の中で、項目の中で、いきなり2-2が出てきますが、-1-がないため、読み難い流れになっていますが、意識されているのでしょうか。(条文のテクニク的な書き方なののでしょうか?)少し気になりました。	「武蔵野のみどりの町、東村山市の自治基本条例」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期間にわたる市民会議での熱心なご議論に敬意とともに感謝申し上げます。東村山市の自治の発展を切り開くために、今後ともご協力をお願いいたします。</li> <li>・子どもの将来につきましても大事なことと捉えます。しかし、お年寄りや障害をお持ちの方なども大事なことだと思いますので、バランスを考えながら検討させていただきます。</li> <li>・当市へのかかわり方は様々な形態が考えられるため、定義をすることによる限定性、排他性を考えると、この条例を基本として、今後より具体的な権利・義務関係が生じる条例のが策定されるとすれば、その時点で定めるべきだという意見もあり、第8章住民投票の請求要件を除いては、定義することがもたらす性格及び効果を勘案し、定義しておりません。</li> <li>・見守り、検証の機関につきましては、この条例が施行するまでに検討させていただきます。</li> </ul>

受付 人数	いただいたご意見・ご質問	名称	市の考え方
38	<p>「市民」の定義について現行案では、場面場面において定義付けが変わるとの理由で「市民」についての定義がされていない。定義付けをしないのであれば、「市民」の条項に”〇〇、××の理由で定義付けはしない”と明記してはどうか。”東村山市自治基本条例策定市民会議”においては常に”「市民」とは何か”という事を念頭に議論を進めていたこともあるので、自治の中心である「市民」については条項として明記したほうが良い。</p>		<p>・当市へのかかわり方は様々な形態が考えられるため、定義をすることによる限定性、排他性を考えると、この条例を基本として、今後より具体的な権利・義務関係が生じる条例のが策定されるとすれば、その時点で定めるべきだという意見もあり、第8章住民投票の請求要件を除いては、定義することがもたらす性格及び効果を勘案し、定義しておりません。</p> <p>・定義付けはしないという点を明記という点につきましては、法文であることからはなじみません。</p>
39	<p>なぜこの条例を施行したいのか今一つ分かりませんが、まず市民の定義がハッキリしないので日本国籍の無い人が市政に参加する事にならないか？次に「自主的に」と繰り返し書いてあるが自主的に参加できる人とゆうのはかなり偏った人達になると思われ、特定の立場、政治観、あるいは特定の団体の主張ばかり通る事にならないか？次に「自主的・主体的に」とあるが市民の意見で、住民投票で何かを決める事が本当に大多数の市民の為になるのか？といった懸念があると感じました。現状の市政で対応しきれない問題があるのなら個別にそれに対応すれば良いのであって、この条例が本当に必要か、必要なのであれば現状の問題に対応するためにどこまでの範囲で必要かを明確にした方が良いと感じました。</p>		<p>・当市へのかかわり方は様々な形態が考えられるため、定義をすることによる限定性、排他性を考えると、この条例を基本として、今後より具体的な権利・義務関係が生じる条例のが策定されるとすれば、その時点で定めるべきだという意見もあり、第8章住民投票の請求要件を除いては、定義することがもたらす性格及び効果を勘案し、定義しておりません。</p> <p>・当市の条例案につきましては、あくまでも憲法や地方自治法を始めとする法令の考え方に基づいてつくっておりますので、ご指摘のような趣旨の考え方にはあたらぬものと考えております。</p>
40	<p>ありふれた意見しか思い浮かびませんが、成立して実施に入る以上如何に市民各年代に愛され守り育て次世代に継承し活用いただけるかこの辺がポイント且つ懸念の一つかととも思われます。</p> <p>(名称)第1に「東村山市自治基本条例」上記は少々堅い名称の気も致しますが妥当かと。</p> <p>第2に「東村山市市民基本条例」</p>	<p>「東村山市」地基本条例 「東村山市市民基本条例」</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。</p>
41	<p>自治基本条例について反対いたします。これから述べる事は偏向的思考に基づくものでは決してありません。近現代史を少し深く見ていけば理解される事です。戦後70年日本は表面上は確かに平和に過ごしてきましたが、人体の健康に例えれば、その過程で数々のガン細胞の芽と言うべきものを内蔵させながら、それらが少しずつ顕在化し、体を触みな始めている部分が表面にでて来ており、日本危うしとも言える所に来ています。しかし、政権交代という大手術で幾らか健康を取り戻しつつある段階と思います。数々の問題ある中でも少しずつ従来の日本の在り方を侵食していかうとする動きについては、地方行政としても特に吟味をして貰いたいものです。その一つに自治基本条例があります。市民の国籍条項を曖昧にし、住民投票などと連動して外国人参政権を与えることに繋がりがねない危ういものです。つまり、それで狙うプロの市民や団体の意図が根底にあると認識します。政府自民党の注意点の中にも自治基本条例によって特定団体などに地方行政をコントロールされる事はないか、などの注意点がある様に幾つかの地方自治体での基本条例はパターン化している事が言われるが、つまりそれは背後に組織的なものを感じるわけです。熟考して下さい。あなた方の子ども孫達が、将来そのような状況下におかれ、どこかの近隣国の様に実質他国のコントロールにおかれ、惨めな生活を強いられる可能性を良く考えて下さい。日本は長く平和ボケしている間に大きく健康を蝕まれつつある事に目を覚まさなければ大変な事になります。</p>		<p>当市の条例案につきましては、あくまでも憲法や地方自治法を始めとする法令の考え方に基づいてつくっておりますので、ご指摘のような趣旨の考え方にはあたらぬものと考えております。</p>

受付人数	いただいたご意見・ご質問	名称	市の考え方
42	<p>①前文:東村山市の歴史や産業を踏まえるなら、農業についても触れるべきではないかと考えます。公園や山だけが、東村山の固有で貴重な“みどり”ではないと思います。</p> <p>②総則:市・職員・市民の定義がよくわかりません。日常的に市役所＝市という言葉も使いますが、そうではないですよ？職員といっても、最近は雇用形態が色々です。パートやアルバイトも多いです。民間運営もあったりで、私にはよくわかりません。市民も、市在住もあるし、通勤通学のくくりをするときもあります。また、公共の福祉だけでなく、“市民の福祉の増進”という明確な言葉で、行政運営の基本を入れる必要があると考えます。</p> <p>③第3条:情報の共有は賛成です。が、市民が知る権利を保障することも明記することは、大切だと思います。“権利”を明記することで、市民の“義務”もはっきりしてきます。</p> <p>④第7条:市長のリーダーシップって？市の代表？方向性？曖昧で小学校の学級委員長みたいな表現です。自覚と責任をもって、市長には仕事をしていただきたいし、方向性を示すのは市長ではないと考えます。</p> <p>⑤第9条:③の意見、知る権利・学ぶ権利を保障して上での、共有です。</p> <p>⑥第13条:協働の意味が、これだけではよく理解できません。自主的な意思と責任を担い合うとは、どういうことですか？もう少しやさしく説明してください。</p> <p>⑦第8条:職員の定義については、質問済みですが、“奉仕者”とは、これから目指す形容ですか？今現在は、経営政策部が存在し、株主総会を開く東村山市長が、奉仕者を目指せるんですね？違和感です。もともと、市行政が、経営・株主という言葉を使っていることのほうが、私には違和感だったので、奉仕者とはどういう意味かわかりません。</p> <p>⑧第7章:行財政改革大綱に関する箇所削除。行財政改革は、自治基本条例に記すべき事項ではないと考えます。具体的な市政運営事項を、なぜこれだけに限って記載するのですか？奇異に感じます。なぜ、これを盛り込むのか？説明してください。</p> <p>⑨第19条:市自ら評価？行政は日常的に職務の計画・実行・経過・結果について振り返り反省する不断の努力が必要です。そもそも、一般社会においても、働くということは、このような努力をしています。これら計画～結果～反省も含めて、“評価”を市民がすること、するしくみ、する権利、義務は明確にしても、“市自ら市政を評価”の表現は違うと考えます。</p> <p>⑩その他:いつものことながら、パブコメは、やらないよりやったほうが良いですが、わかりにくいです。この案ができるまでの行政の努力・市民の参加機会がありましたが、もっと広く市民全体に説明する機会を数回持つべきだと思います。要望すれば、出前講習会を実施するなど方法はいろいろあります。傍聴できなかった、審議会の議事録が公開されて、パブコメがあるらしいと気づいた時には、もう時すでに遅し。パブコメポストがなくなる、休日にかぶせた締切日というのも不親切です。細かいことですが、資料のホチキス箇所も、文書が隠れる箇所で作業というのも反省してください。私が働く民間で、こんなホチキス止めの資料をお客様(東村山市では株主という)に配付なんて、許される作業ではないです。</p> <p>⑪条例の名前:自治基本条例にします。</p> <p>⑫今、送信しようとしたら、字数オーバー送れません。意見に字数制限あるんですか！</p>	「自治基本条例」	<p>①⑤⑩ご意見としていただいております。</p> <p>②市は地方公共団体、職員は市長等の補助機関であります。</p> <p>市民につきましては、定義をすることによる限定性、排他性を考えると、この条例を基本として、今後より具体的な権利・義務関係が生じる条例のが策定されるとすれば、その時点で定めるべきだという意見もあり、第8章住民投票の請求要件を除いては、定義することがもたらす性格及び効果を勘案し、定義しておりません。</p> <p>③「情報は市民のもの」との認識に立ち、条文中で明らかにしました。「知る権利」としては、市民会議でもキーワードとして出たことがなく、国のほうでも議論があることから、盛り込んでおりません。</p> <p>④選挙で選ばれた市民の代表である市長として、市の方向性を示しながら市政を進めていくものと考えております。</p> <p>⑥いただいた意見を参考に、表現を検討します。</p> <p>⑦全体の奉仕者とはもともと憲法にある文言でありますから、これを目指すのは当然のことと考えております。経営の視点や市民が市のオーナー、株主であるという視点は、時代の変化を捉え、自治の中心は市民ということを念頭に置きながら市政を進めていくということでもあります。</p> <p>⑧市では、総合計画と行財政改革大綱が市政の根幹と捉えており、これをもとに様々な施策を進めていくという姿勢を明確にするために盛り込んだものであります。</p> <p>⑨ご指摘のとおり、行政は職務の計画から結果について振り返り、反省する不断の努力は必要と考えます。それを自ら義務付けるためにこの文言を盛り込んであります。</p> <p>⑫字数制限は特に設けておりませんでした。</p>
43	<p>表題の考え方は、目標を持ち地道に着実を積み重ね市民の立場で考え、民活をも視野に誇りを持って創る元気なまちづくり。</p> <p>自分の意見として、市内より無作為抽出の市民による市民会議が行われ、この場で自治基本条例および東村山全般を学びました。講義は講師による一方的な講義方法ではなく、参加者が主体的な作業議論を行う手法でした。この方法は、議会、市役所側からの押し付けではなく、参加市民同士で問題、課題を共有し合いながら合意し、グループでの考えを模造紙に書き上げ、考えを発表する方法により、他グループとの合意、相違等での比較検討ができ、幅広い考え方が有ることで、見ていて参考さらに勉強になりました。感想は、自治基本条例に対して、まだ、市民の関心度は低いのではないかと思います。この為、時間はかかると思いますが、上記の市民会議を新規メンバーで繰り返し行うことで、理解、浸透に努め地域への広がり及びまちづくりに関心を持たせていく。義務感、興味、好奇心が無いと5、6回以後は欠席率がアップしていくと思われます。この為、回数、講義内容を圧縮して多数の市民が参画出来る様な組織を考えて欲しい。</p>	「市民の知恵の和」「東村山市自治基本条例市民の知恵の和」	<p>いただいたご意見を参考に、少しでも理解・浸透に努めるとともに、その方法につきましても検討をさせていただきます。</p>
44	<p>全部目を通しましたが、市民の意見を参考にして市政が行われるということが読み取れますが、教育員会を傍聴して東村山の教育を見ていこうと考えますが、一部、公にされない部分があったり、公民館に対する要望を出しても認められないことが多かったり、書かれていることと現実が程遠いように思います。色々なことに目を向けて見届けていかなくてはと思うのですが。東村山に生まれ、化成小に学び、現在までに東村山を離れたのは2年だけですが、住んでいて良かったという東村山であって欲しいです。(名称)住みよい街づくり東村山基本条例</p>	「住みよい街づくり東村山基本条例」	<p>ご意見ありがとうございます。</p>
45	<p>日本国憲法は①すべての基本的人権の享有を妨げられない②すべての国民は個人として尊重されることを定めています。地方自治法は自治体の役割について「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と規定しています。条例案の前文は多磨全生園の歴史をひもとき解説していますが、“自治”を考えるのであれば、やはり憲法、地方自治法とのかかわりを記述すべきです。基本的に“住みよさ、うるおい、明るさ”などは極めて具体性のない文言です。基本原則は「情報の共有」や「市民参加」「協働」を掲げていますが、実際の市政運営は、平等でも対等でもありません。各審議会や様々な検討委員会は、市民の参加きわめて限定的であり、本来的な自治体制の役割、責任を後景に追いやるシステムとして機能しています。この間の駅前開発のすすめ方、市長の発議による「株主総会」など本来の役割を異なる価値観で推進してきました。市民が「住み続けたいと思うまち」を掲げてはいるものの、コミバスの例で見れば、運行から10年たちながら交通不便地域は放置されたままです。その一方で、H24年度決算は剰余となり、来年度からは東村山駅高架化に向け毎年一般会計から7～8億円を12年間支出します。多数の市民が生活するに値する市政に向けて、市民の声が反映されるしくみとして効力を発揮する視点も具体的提起も乏しいです。「自治」とはみずから治めることです。しかしながら、条例の目的は基本理念、基本原則にふれながらも、まちづくりに必要な事項を定める事としています。「考え方」で意見を述べましたが、本来の「自治」を目指す条例とは程遠い内容です。市民参加の「手法」についても、しくみの整備に努めます、とされているように、結果の評価につながるような具体性はありませぬ。住民投票についても、常設型の条例内容とはなっています。すべての出口を都合の良い「まちづくり」でくるところに民度の未成熟さがあります。策定において参加されたみなさんの努力を多しつつも検討がさらに必要だと思っています。</p>		<p>この条例案は、東村山の自治の基本理念と基本原則、まちづくりに必要な事項を定めるものであり、具体的なことは個別に決めていくという考え方で作られております。条文に関するご意見、市政に関するご意見としていただいております。</p>



受付人数	いただいたご意見・ご質問	名称	市の考え方
46	<p>”大変な期間とエネルギーをかけてこられたことに敬意を表します。公募ではなく、無作為抽出という手法については、意見を持っていますが、これにかかわった皆さんが改めて市政について学習をする機会をされたことでしょう。これ自体は素晴らしい事を思います。自治基本条例をいう概念について議論が多いのですが、東村山市がこれまで述べてきたことを前提に、条例を作るという意味について改めて検討が必要と考えます。市財政に必要な事項は、市長が発議し議会の議決を以て実施されます。この市では、市民要求の強い「コミュニティバスに関すること」についてさえ条例化(ルール化)されていない中で、自治基本条例だけが、これだけのエネルギーをかけていることの意味を、何なのかと改めて考えざるをえません。前文について、抽象的な感否めないが、最後には目指す方向が記されています。当市のめざす「非核都市宣言」の非核の社会を目指す表現、加えて脱原発の文言を入れてください。用語ですが、「まちづくり」というのは、駅前再開発などにもよく使われるので、定義を記載したらよいと思います。</p> <p>第2条「公共の福祉」の向上が述べられていますが、自治体は、住民の「福祉の向上」を目指すのです。「公共の福祉」という用語を使うときには、例えば、道路用地の収用など国民の権利を制限して、行政目的を実現する時に使われる用語であり、不正確・不適切で基本理念にはふさわしくないので訂正してください。</p> <p>第3条(1)市の保有する情報は適切に管理するよう他の条例において制定されている。「情報共有の原則」との表現は、第4次総合計画でも記載されているが、すべからく情報共有が理想であれば、今必要な事は、東村山市と市民の間で圧倒的に差のある情報格差を縮めることです。東村山市が、どれだけ情報公開に真剣に向き合うかが課題であって、文脈から言ってもこの項目は「情報公開の原則」が適切です。</p> <p>第5章情報の共有と管理については、シンプルに「情報公開」ではいかがでしょうか。</p> <p>第9条(情報の共有)は、市の条例にあるように、「情報公開」とすべきです。第10条の条例等の用語ともなじみません。同時に、市民の「知る権利」を表記してください。</p> <p>第6章「市民参加・協働のまちづくり」は、市民と東村山市との関係を規定するものと思いますが、特に市民参加については、「しくみや手法の整備」が触れられています。積極的な市民参加推進を希望します。</p> <p>同時に、基本条例と言いつつ、市の基本的な責務について、やや甘いのではないかと感じます。協働という言葉は、熟成していませんが、今までの基本構想でも、まず協働(自助)という感じが強すぎませんか？当市でも参加の仕組みの一つとして、審議会などの問題があります。多数は学識経験者や団体の代表などで占められており、市民の公募で参加する枠があまりにも少なく、情報も充分ではないようです。協働というには構成のアンバランスは歴然です。東村山市の民度が低いと言う人さえますから、悔しい思いもあります。今後の議論では、これらの点も検討すべきではないでしょうか。</p> <p>第16条4項総合計画を策定にあたっては、議会の議決を経っていますが、各政策分野の計画策定や変更にあたっては、極めて市民生活に密着した事項なので、「議会への報告・承認」を規定してください。市民参加だけは、専門的なことや提供される情報の不足で、議会とは違って十分に検討しきれないと思いますので。</p> <p>第20条住民投票については、二元代表制の下、なおそれを補完すべき重要な手続きであり、別に定める条例(投票条例)と一緒に審議しなければ、本条例が生きてきません。「常設の機関設置を含む条例」を同時に審議されるよう取り組みをおねがします。議員の皆さんにもお願いします。</p> <p>第23条ご検討いただいた皆さんの想いが表現されているものと思いますが、通常の条例改正・廃止に使われる表現がふさわしいと思います。冗長に流れています。極めて期間も短く、充分な検討もできなかったのも、勝手な意見とは思いますが、以上一市民としての率直な意見を述べさせていただきます。</p> <p>(名称)これでも良いと思います。</p>		<p>・条文に関するご意見、市政に関するご意見としていただいております。</p> <p>・自治基本条例は、市政の基本理念と基本原則を定め、まちづくりに必要な事項を定めるものであることから、多くの意見をいただきながら進めてきたところですが、全体としては、既存の法令を遵守しながら進めていくものと考えております。</p> <p>・「情報は市民のもの」との認識に立ち、条文で明らかにしました。「知る権利」としては、市民会議でもキーワードとして出たことがなく、国のほうでも議論があることから、盛り込んでおりません。</p> <p>・住民投票に関する別条例につきましては、本条例にも盛り込もうかという議論もありましたが、論点が大変多岐にわたることから、時間をかけて検討すべきとの運びになりました。引き続き検討を進めてまいります。</p>
47	<p>前文:「私たちは」と主語を入れた方が良い。市民一人ひとりが尊重されるとともに、自ら考え、自ら決め、市民はまちづくりの主体であることを自覚し自治の主体にふさわしい行動をとる。市民:用語に対する定義。市内に在住し、通勤し、または通学する個人、市内において事業または活動を行う法人、その他の団体で直接的または間接的なかかわりを有する者をいう。市民の権利・責務:権利の視点が無いと思います。(憲法の視点)学ぶ権利。自らの生命、自由及び幸福追求件。安全、安心に生活を営む権利。</p> <p>基本理念:人を大切に作る人づくり。</p> <p>市民、議会及び市は人を大切にすることがまちづくりの基本であることを認識し、お互いを認め合える人を育てるとともに健康で、心豊かに安心して暮らし活動できるまちづくりに努める。市民、議会および市は相互に協力し文化的景観、農地等の総合的な環境保全のため、自然環境を生かし、うるおいのある生活空間を形成するまちづくりに努める。環境と共生するまちづくり。</p> <p>この条例は必要性があいまいでも出来てしまうが、自治基本条例がなぜ今必要とされるようになったのかを説明できるようにしておかないと良い条例は出来ないと思います。</p> <p>(名称)東村山市まちづくり基本条例</p>	東村山市まちづくり基本条例	<p>条文に関するご意見としていただいております。</p> <p>なぜ必要かの部分は前文にも示したところではありますが、様々な機会でご説明をしていくことを検討いたします。</p>
48	<p>「憲法をくらしに生かす」を基本にしてください。特に地方自治法と平和が基本です。戦争はすべてを破壊してしまいます。</p>		<p>当市の条例案につきましては、あくまでも憲法や地方自治法を始めとする法令の考え方に則ってつくっております。</p>
49	<p>①前文について 前文には憲法と地方自治法を位置づけるべき。例えば、「日本国憲法に基づいて平和を希求し、人権を尊重し、男女平等のもと、市民が生き生きと暮らし、活動できる・・・」など、又、「地方自治の本旨を東村山市において実現するするためここに東村山市の最高規範として自治基本条例を制定します」など。又、前文に様々な宣言や憲章を入れるなら、まず、「核兵器廃絶宣言」を書いてほしい。なお、前文のワンセンテンスが長すぎる。もっと短くすべき。</p> <p>②基本理念について ここに地方自治法に基づいてという言葉があっても良い。またここで、「公共の福祉」とあるのを「市民または住民の福祉」に言い換える。</p> <p>③2章の市民をまず「市民の権利」と明記し、次の4点を列挙する。 イ. 市民は、市政に関する情報を知る権利を有する。ロ. 市民は、公共サービスを受ける権利を有する。ハ. 市民は、市政に参加する権利を有する。ニ. 市民は、自治の担い手として生涯にわたり学ぶ権利を有する。従って第5条は削除する。</p> <p>④市政運営について 総合計画の策定のみで良い、行財政改革大綱はいらない。</p> <p>⑤その他 22条の1の「見守る」は「検証」に、23条の改正または廃止は改正のみで良い、条例を作るときに廃止をうたう必要はないのでは。 24条必要な事項は別に定める→別とはいつ?本来同時に提案すべき、特に議会に議案として提案するならばこれらに必要な条例、規則等は同時に提出すべきである。</p>		<p>①憲法第98条では、憲法が国の最高法規と定められ、第94条では「法律の範囲内」、地方自治法第14条では「法令に違反しない限りにおいて」条例を定めることができるとされています。また、法令上、上映には上下階層関係や優位性を持たせることはできないこともあり、最高規範ではなく、当市のまちづくりの基本的な考え方を示す役割を持つものと考えております。</p> <p>②当市の条例案につきましては、あくまでも憲法や地方自治法を始めとする法令の考え方に則ってつくっております。</p> <p>③「情報は市民のもの」との認識に立ち、条文で明らかにしました。「知る権利」としては、市民会議でもキーワードとして出たことがなく、国のほうでも議論があることから、盛り込んでおりません。</p> <p>④総合計画と行財政改革大綱は、「車の両輪」と位置づけているように市政運営の柱と位置づけております。</p> <p>⑤22条の見守りにつきましては、市民の方から頂いた意見を採用したものであります。廃止のことを定めているのは、この条例案の策定経過の重みを考慮に入れるためです。また、24条につきましては、現在のところ別規則等の想定はございません。</p>

受付人数	いただいたご意見・ご質問	名称	市の考え方
50	<p>①前文について  イ. 東村山市が住民福祉の向上を条例に掲げるのであれば、その基盤である憲法と地方自治法を基本とするとの記述を入れるべきです。  ロ. 平和な文化都市建設を掲げる中に「核兵器廃絶平和都市宣言」も記述してください。  ハ. 多磨全生園の記述の前か後に、市民が農工商労働で頑張り、市を発展させてきたことを記述すべきだ。  ②第4条関係 (2)市と情報を共有すること→「市は市民への情報公開を原則とする」に改めること。  ③第17条(行財政改革大綱)は不要なので削除。  ④第20条(住民投票)「別に定める条例により行うことができる」とされていますが、その条例を本条例を同時に施行すべきです。あるいは第20条の中に加えるべきです。  ⑤第22条(見守り・検証等)は見守りは不要ではないかと思われます。  ⑥第23条(改正又は廃止)廃止は考えられないので「改正」だけにすること。  ⑦第16条(総合計画)例えば「みどりの総合計画」など下位計画も議会の議決を経るものに加えるべきです。  (名称)これで良いと思います。</p>	これでよい。	<p>①この条例案は、憲法や地方自治法を始めとする法令の考え方に則って、東村山の自治の基本理念と基本原則、まちづくりに必要な事項を定めるためにつくっております。宣言についても同様です。  ②⑦条文に関するご意見としていただいております。  ③総合計画と行財政改革大綱は、「車の両輪」と位置づけているように市政運営の柱と位置づけております。  ④住民投票に関する別条例につきましては、本条例にも盛り込もうかという議論もありましたが、論点が大変多岐にわたることから、時間をかけて検討すべきとの運びになりました。引き続き検討を進めてまいります。  ⑤⑥22条の見守りににつきましては、市民の方から頂いた意見を採用したものであります。廃止のことを定めているのは、この条例案の策定経過の重みを考慮に入れるためです。また、24条につきましては、現在のところ別規則等の想定はございませんが、時代の変化に伴い、必要があれば定めていくべきと考えます。</p>
51	<p>前文のところに、住みよいまち、うるおいのあるまち、明るいまち、思いやりのあるまち、文化の香り高いまちを掲げた東村山市民憲章を踏まえ・・・で終わっていますが、渡部市長も言っておられた安全で安心なまちづくりについて、追記しておいた方が良いと思いますがいかがでしょうか？震災に強いまちづくりや、無事故を掲げた道路整備の見直し改善など、市民側から見て非常に魅力あるフレーズを加えることで、そのために協働を願いたいと、条例の中で謳わないと、仏像作って魂入れずになってしまう。つまり、PDCAサイクルで言えば、PLANは出来たものの、Doの段階で躓くことになる危険性のリスクを否定できない。これまで、個人単位つまりその地域に住む少数意見としておざなりにされたことが、安心安全なまちづくりの大義として明文化し、これを市の憲法である東村山市自治基本条例に入れることで、警察や国土交通省に対して要求を市から申し出ることができる、市民にとっては有効な条例とすべきである。</p>	安全で安心なまちづくり条例	ご意見ありがとうございます。
52	<p>「東村山市自治基本条例」は、東村山市の憲法ともなるものであり、市民が主権者であることをきちんと位置づけ、日本国憲法に基づいて、そこに暮らす多くの市民がいきいきと暮らすことが出来るよう、真の地方自治を確立し、実現させていくために作られていくものと思う。そのことをはっきりと明記しておくべきと考えます。国分寺・三鷹市のように地方自治法に基づいて条例が作られていないために、作られた条例一つ一つ見直しが必要となってきます。</p>		当市の条例案につきましては、あくまでも憲法や地方自治法を始めとする法令の考え方に則ってつくっております。
53	<p>市長が住民投票を自ら発議できるのは議会無視につながり良くない。議論が浸透していない状態で、住民投票で決めるのは無責任だし、市長が好きなようにできる可能性がある。</p>		当市の条例案につきましては、あくまでも憲法や地方自治法を始めとする法令の考え方に則ってつくっております。議会・市長による二元代表制を基本とすることにつきましても、遵守することにより変わりありません。
54	<p>基本的には住民の意見が反映されるような条例であって欲しい。前文に憲法の明記がなくて、又、地方自治法の精神が入っておりませんので、是非入れてください。地方自治とは、住民が主人公ということなので、住みよい安全で安心して暮らせるまちづくりの観点をお願いします。</p>	東村山市まちづくり基本条例	当市の条例案につきましては、あくまでも憲法や地方自治法を始めとする法令の考え方に則ってつくっております。
55	<p>1. 必要性: 行政サービスへのニーズの多様化により、全てに対応することが難しくなっている。東村山は26市中高齢化率が高い市となっており、市税収入の増加も難しく、財政的限界もある。このような実情下では市民も単に要求するのではなく、まちづくりに参加していく必要があり、その為にも条例は必要。  2. 内容: 市民会議で長期間審議されてきた内容を充分反映される条例としまいたい。</p>		ご指摘のとおり、市民会議で検討されてきた内容を骨子として、これまでいただいた意見を盛り込みながら条例案をつくっていきっております。いただいたご意見は、参考とさせていただきます。
56	<p>何からの「自立」か、よくわかりません。国からの自立ですか。地震などの災害の時に国からの支援等が必要だと思います。「国から自立」ならば、もっと具体的に経済的に自立するなど、言わないとわかりません。でも、自治体が自立ということ自体わかりません。</p>		地域社会のあり方について、地域のことは地域で決め、実施していくことを目指すという意味で自立と表現しております。当然、災害などの場面になれば国や他の地方公共団体(都道府県・市町村)と支援や連携が必要と考えております。

受付 人数	いただいたご意見・ご質問	名称	市の考え方
57	<p>市民が中心、市民参加の精神を大切に自治基本条例であるべき。この観点からすると</p> <p>①条例をつくる過程においては、無作為抽出メンバーの声を反映させるなど進め方としては評価大。</p> <p>②今後出来上がった条例の効果的運用についても、条例の市民への浸透、条例の考え方に基づき市政を進めるなど精神を生かすべき。</p> <p>③将来に向け、継続しつつ、発展するものであってほしい。</p>	<p>(名称)市民が参加して作ったという主体性を意識し「私たちの自治基本条例」「住みよい街づくり東村山基本条例」などが良いのでは。</p>	<p>ご指摘いただいた内容は、ごもっともだと思います。参考とさせていただきます、特に②③のご意見の趣旨が全うできるよう、必要策を講じていければと考えております。</p>
58	<p>第5章(情報の共有と管理)9条 情報を市民に為に役立てるとあるが、情報公開しなければ出してもらえないシステムでは困る。又、市報だけでは情報も催し物のみになっているように思う。</p> <p>市長および市議は選挙によって決まるが、市職員は一旦採用されてしまうと地方自治法又は職員組合で保護されており、年功序列制になっているが、少なくとも管理職以上課長職以上市民評価が欲しい。市民にとって望ましくない部課長もいる。</p>		<p>条文及び市職員に関するご意見としていただいております。</p>
59	<p>(前文について)</p> <p>東村山の自然や歴史について書かれているから、とてもいいです。しかし、核兵器廃絶・平和都市宣言も東村山の特色です。また、日本国憲法や地方自治法の精神に沿った、東村山の自治基本条例に輝きを持たせましょう。具体的にいうと「・・・元患者と市民、議会、市長、職員の協働により未来に受け継がれようとしています。」の次に「また、東村山は核兵器廃絶・平和都市宣言を日本および世界に向けて行っています。日本国憲法や地方自治法の精神を受け継ぎ、東村山の自治基本条例を制定します。」を追加しましょう。</p> <p>第2条(基本理念について)</p> <p>地方自治法第1条2項の「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として・・・」の精神がこの条項に入ることが大切です。これが明確でなくて、議会や市長を先に書くのは不適切です。具体的にいうと、「東村山市政および市議会は市民の福祉の増進を図ることを基本理念とし、施策および事業の実施推進につとめます。」を最初に追加しましょう。</p> <p>第3条(基本原則について)</p> <p>「情報の共有」とはなんだか変です。具体的にいうと「市が掴んだ情報は、個人のプライバシーを守りながら、基本的には公開し、住民の福祉の増進を図ることに役立てます。」と書き換えましょう。</p> <p>第23条(改正または廃止について)</p> <p>市長だけが改正・廃止の提案権が記載されています。市議会の提案権や市民の提案権を追加しましょう。</p>		<p>当市の条例案につきましては、あくまでも憲法や地方自治法を始めとする法令の考え方に則ってつくっております。</p>
60	<p>市に住んでいない方が市民として扱われるという事に反対です。</p>		<p>当市の条例案につきましては、あくまでも憲法や地方自治法を始めとする法令の考え方に則ってつくっておりますので、ご指摘のような趣旨の考え方にはあたらないものと考えております。</p>
61	<p>市民は住民のことですか。</p>		<p>市民につきましては、定義をすることによる限定性、排他性を考えると、この条例を基本として、今後より具体的な権利・義務関係が生じる条例のが策定されるとすれば、その時点で定めるべきだという意見もあり、第8章住民投票の請求要件を除いては、定義することがもたらす性格及び効果を勘案し、定義をしておりません。</p>
62	<p>一般人が知らない事を市のほうで勝手にきめるな。</p>		<p>これまでも様々な機会や媒体で多くの意見を頂戴し、経過をお伝えしながらつくっており、勝手に決めているわけではありません。</p>
63	<p>知らないうちに条例なんかつくるな。皆、怒っている。</p>		<p>これまでも様々な機会や媒体で多くの意見を頂戴し、経過をお伝えしながらつくっており、勝手に決めているわけではありません。</p>
64	<p>しらない。ちらしを見て反対します。</p>		<p>ご指摘として受け止めます。</p>
65	<p>ダメ～。</p>		<p>ご指摘として受け止めます。</p>
66	<p>知らないうちに数人(数十人)できめないでほしい。他の人たちも言っていたので。</p>		<p>これまでも様々な機会や媒体で多くの意見を頂戴し、経過をお伝えしながらつくっており、勝手に決めているわけではありません。</p>
67	<p>反対する。</p>		<p>ご指摘として受け止めます。</p>

受付人数	いただいたご意見・ご質問	名称	市の考え方
68	はんたい。		ご指摘として受け止めます。
69	ぜったい反対		ご指摘として受け止めます。
70	市民が何も知らないのに勝手に決めごとをつくらないでください。		これまでも様々な機会や媒体で多くの意見を頂戴し、経過をお伝えしながらつくっており、勝手に決めているわけではありません。
71	憲法と自治法を前文に明記してください。		当市の条例案につきましては、あくまでも憲法や地方自治法を始めとする法令の考え方に則ってつくっております。
72	前文:「。」の少ない文章で、市の背景が半分を占めているのは多すぎです。大切な憲法や地方自治法、核廃絶、平和都市宣言が抜けていて前文としてはお粗末です。第2章～		この条例案は、憲法や地方自治法を始めとする法令の考え方に則って、東村山の自治の基本理念と基本原則、まちづくりに必要な事項を定めるためにつくっております。
73	第6章第13条協働 “協働”の言葉を使用していること不快感を覚えます。条例案は今後、内容が変わる可能性あり・・・とあります。変わった時点で、再度、住民より幅広く意見を集めて欲しい。早急に条例を作成する必要性は全くありません。		ご意見としていただいております。
74	基本理念第2条 文中に“自治の中心である市民並びに市民から自治の一部を信託された議会及び市長は、市民一人ひとりの尊厳と・・・”とありますが、選挙により選ばれた市長・議員に全面的に市政を託しています。市民の意見は個人的な意見です。市長・議員方、姿勢正して任務に専念してください。市民一人ひとり、時には思想的に衝突もし、欲に絡んだ争いを起こします。様々な個人個人をとりまとめ、市政を行うのは選挙で選ばれた議員のみです。議員方再考願います。		市長・議員に関するご意見としていただいております。
75	“自治基本条例”という言葉が実に不可解なものだと思います。市民、市が・・・対等の関係でまちづくりを進めるよう努める・・・とありますが、不可能です。市長・市議会議員の存在性を問うこととなります。このような極論が出てくることに危機感を覚えます。		この条例案は、法令を遵守するとともに、議会・市長による二元代表制を基本とすることに変わりありません。
76	条例の中での市民というものについての定義がない。この定義が入っていない為、この条例は不完全である。条例作成に反対です。不必要です。		当市へのかかわり方は様々な形態が考えられるため、定義をすることによる限定性、排他性を考えると、この条例を基本として、今後より具体的な権利・義務関係が生じる条例のが策定されるとすれば、その時点で定めるべきだという意見もあり、第8章住民投票の請求要件を除いては、定義することがもたらす性格及び効果を勘案し、定義しておりません。
77	1. (「前文」について)東村山市固有の歴史と文化の中に「全生園」を取り組みことは、本条例の本旨に照らすと強い違和感を覚えます。 2. (大前提として)「市民」は「(日本)国民である、と明記すべきだと思います。 3. 「市民」はもとより「行政」と深いパイプで結ばれているべきですが、声高の市民(集団)だけが「市民」ではなく、あらゆる領域において「サイレントマジョリティ」に配慮しなければ施策を誤る可能性があります。 4. 「議会(議員)」は、地域市民の代表・代弁者として、自治の「一部」ではなく「主要(重要)」な部分を付託されているはずで、したがって「議会基本条例」を同時並行的に広く議論、検討し、両条例の整合性を十分に配慮して、成案とすべきであります。 5. 現状の「自治」にどのような不都合があるのか、何が問題で何を正すべく「条例」をつくるのか(つくらねばならないのか)「市民」の大部分は認識していません。にも拘らず、条例制定を急ぐのは、なぜなのでしょう。 名称よりも問題は中身です。この意見募集パンフレットの表紙の文章自体、すでに日本語として理解不能です。		1. 全生園は、東村山の歴史や姿勢の一つとして人権を置いていることから、盛り込んでいるものです。市民会議等でも意見をいただき、反映しました。 2. 当市の条例案につきましては、あくまでも憲法や地方自治法を始めとする考え方に則ってつくっておりますので、ご指摘のような趣旨の考え方にはあたらないものと考えております。 3. 幅広い意向反映ができるよう検討してまいります。 4. 今後の検討の参考とさせていただきます。 5. これまでも市報等様々な機会でお伝えしてまいりましたが、これからの東村山においては、地域のことは地域で決めるということで、当市にかかわるすべての人のかかわり方、役割等を明確にするための基本理念と基本原則、必要事項を定めるものであります。既に4年余にわたり、必要性の部分から取組みを続けてきておりますので、決して急いではおりません。